

業務名：札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

記載箇所	質問	回答
仕様書 4 （１）	委託予定債権の詳細をご教示ください。 【１】初回委託予定債権の件数、金額 【２】【１】の内、未収発生から５年以上経過している債権の件数、金額 【３】【１】の内、未収発生から５年未満の債権の件数、金額 【４】【１】の内、他弁護士事務所やサービサー等に委託したことのある債権の件数、金額	【１】仕様書（案）４（１）イに記載のとおりです。 792件、296,089千円 【２】649件、245,555千円 【３】143件、50,534千円 【４】０件
仕様書 6 （３）	債務者から銀行口座振込での入金であっても、領収書の交付は必須でしょうか。	専用口座で受領した場合も含まれます。ただし、送付する催告書等に『口座振込の場合は、原則として、領収証書の交付を要しない旨の申出があったものとして、領収証書の交付を省略させていただきます。領収証書が必要な場合には、領収証書の交付を希望される旨を申し出てください。』等と記載することで、領収証書の交付を省略することは可能とします。この場合でも、債務者から領収証書の交付を希望する申出があった場合は、領収証書の交付が必要です。
仕様書 6 （３）	「札幌市が指定する方法により・・・納付しなければならない」と記載がありますが、弊所から貴庁への納付方法（銀行口座振込や納付書等）をご教示ください。また、納付書の場合、「一月に一枚」か「債務者ごとに一枚」か「債務者の一月ごとに一枚」かご教示ください。	貸付資金の種別毎の納入通知書により送金をしていただきます。
仕様書 6 （４）	住民票調査や相続人調査については、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
仕様書 6 （５）	・報告書は指定の様式がございますか。もしくは受託者の任意様式でもよろしいでしょうか。 ・ウ 最終報告に関して、「対象債権ごとに文書で報告」と記載がありますが、債務者ごとに連名で記載する形式でよろしいでしょうか。	受託者の任意様式でも可能とします。
仕様書 7	ご提供いただける情報として、「契約書類」や「交渉記録」もご提供いただくことは可能でしょうか。	各区で管理している「相談記録」内の情報であれば提供可能です。
仕様書別紙 2	個人情報の受け渡しについて、データでの受け渡しは可能でしょうか。	本市で定める「個人情報取扱安全管理基準」等を遵守することで、データでも受け渡しも可能とします。